

一般社団法人日本産後ケア施設連絡協議会 入退会規程

（目的）

第1条 本規定は、一般社団法人日本産後ケア施設連絡協議会（以下「本会」という）における、会員の入会、退会及び権利義務のほか、入会金及びその納付方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（入会の手続き）

第2条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

会員は次の、正会員（自治体や設置者、等の団体会員）および、特別会員（個人会員）を設ける。

（会員名簿）

第3条 入会者は、会員名簿に登録する。

会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（入会費及び年度更新費）

第4条 会員は、別に定める入会費及び年度更新費（以下「入会費等」という）を納入しなければならない。既納の入会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

なお、定款第23条による事業年度に従い、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

（入会費等の納入）

第5条 入会費等は本会の請求に基づき一括して納入するものとする。

（退会）

第6条 退会しようとする会員は、本会所定の退会申込書を提出しなければならない。

正会員については当該団体が解散したとき、また特別会員については会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

（会員資格喪失後の権利及び義務）

第7条 会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第8条 本規則の改正は理事会の決議による。

【別表】

入会時

入会費	正会員 100,000 円	特別会員 10,000 円
-----	------------------	------------------

会員更新時

年度更新費	正会員 30,000 円	特別会員 10,000 円
-------	-----------------	------------------

【会費 振込先 銀行口座】

東京信用金庫 江戸川橋支店

普通 4 0 7 5 3 2 6

一般社団法人 日本産後ケア施設連絡協議会

附則

1. 本規則は、成立の日の翌日から施行する。